

仲裁法の一部を改正する法律

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

民間ADRの利用促進

*民間ADR = 民間の紛争解決機関による紛争解決手続

仲裁 (Arbitration)

仲裁人の判断による紛争解決手続
* 仲裁人の判断は当事者を拘束

民間調停 (Private Mediation)

当事者間の和解による紛争解決手続
* 和解をするか否かは当事者の自由 (調停人は和解に向けた話し合いを促す)

経済取引の国際化の進展等の情勢の変化に鑑み、裁判外の民間ADR (仲裁・民間調停) の利用を一層促進し、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図る観点から、最新の国際水準に対応する形で一体的に強化

国内・国際仲裁 (仲裁法)

☆ 仲裁廷の最終判断 (仲裁判断) による強制執行は可能 (ニューヨーク条約も締結済み)



仲裁判断までの間に権利・証拠を保全するための命令 (暫定保全措置命令) に基づく強制執行も可能とする

【仲裁47-49条等】

国際仲裁の活性化に向けた取組について (法務省サイト)



国際調停 (条約実施法)

☆ 調停に関するシンガポール条約 (調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約) を締結予定



条約が定める国際的な調停において成立した和解合意 (国際和解合意) に基づく強制執行を可能とする

【条約実施5条等】

the "Singapore Convention on Mediation" (国連サイト・英語)



国内の民間調停 (ADR法)

☆ 我が国には一定の水準を満たす民間の調停機関 (認証紛争解決事業者) が存在



認証紛争解決事業者が行う調停において成立した和解に基づく強制執行を可能とする

【ADR27条の2等】

かいけつサポート ~認証紛争解決サービス (法務省サイト)



翻訳文の添付の省略

【仲裁46条2項ただし書・47条2項ただし書】
【条約実施5条4項ただし書】

国際仲裁・国際調停に基づき強制執行を申し立てるために必要な裁判所の手続において、裁判所が相当と認めるときに、**仲裁判断書・国際和解合意等の翻訳文 (日本語) の添付を不要とする**

東京・大阪の裁判所への管轄拡大

【仲裁5条2項等】
【条約実施5条6項】

国際仲裁・国際調停といった専門性の高い事件を念頭に裁判所における専門的な事件処理態勢を構築し、強制執行を申し立てるために必要な手続等を、**東京地裁・大阪地裁にも申し立てることを可能とする**

検討経過

令和2年 9月	大臣が法制審議会に諮問	令和5年 2月 28日	三法案の国会提出
令和3年 10月	大臣に要綱答申(仲裁法)	令和5年 4月 21日	成立
令和4年 2月	大臣に要綱答申(条約実施法/ADR法)	令和5年 4月 28日	公布

施行日

公布後1年以内

*条約実施法は、調停に関するシンガポール条約が日本について効力を生ずる日